

(様式3)

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣結果報告書

都道府県名	東京都	市町村名	足立区	大学名	
派遣日	令和4年8月30日(火曜日) 9:00~12:00 9:00~10:00 準備・打ち合わせ 10:00~12:00 研修会(質疑・応答を含む)				
実施方法	※いずれかに○をつけてください。 <input checked="" type="radio"/> 派遣 / <input type="radio"/> 遠隔				
派遣場所	足立区立保木間小学校 会議室 (あだち日本語学習ルーム 設置校)				
アドバイザー氏名	港区立筭小学校 主任教諭 花島 健司 先生				
相談者	あだち日本語学習ルーム 日本語指導員				
相談内容	・「子供の日本語教育に関する指導法」及び「日本語指導の計画と実施」に関する研修 ・日本語の習得が困難な子供に対する指導法に関する研修				
派遣者からの指導助言内容	研修会「日本語指導が必要な子供たちの未来のために」 —生活経験・学習経験に応じた支援— ① 外国人児童生徒等の受入状況 ・令和3年度文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果によると、愛知県、神奈川県に次いで東京都は全国第3位。足立区は都内第3位(令和2年度)となる。 ・日本語が分からない子供が、年齢相当になるまでに必要な年数は、次のとおりである。 →日常的な学校生活で必要とされる言語能力は、約1~2年 →教科学習で必要とされる言語能力は、約5年以上 ② 成長、発達の途上で文化間移動をする子供たち ・日本語習得の特徴としては、文化間移動した年齢の影響が大きい。 ・日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。(日本語教育推進法第三条第7項) ・文化適応の3つの側面として、認知、行動、情意がある。どの年齢で文化間移動を経験するかによって、その影響は異なる。				

	<p>③ 複雑化、多様化する外国人児童生徒等の教育課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供たちの多様化 <ul style="list-style-type: none"> → 言語や文化、生育環境、滞在期間（世代） ・ 学校や地域の教育及び支援状況の変化 <ul style="list-style-type: none"> → 制度、認識 ・ 教育課題の複雑化 <ul style="list-style-type: none"> → 生活適応、日本語の習得、学習言語能力や学力、母語や母文化の保持や伸長、特別支援かつ日本語習得支援、進路、自己実現 <p>④ 学校の受入体制づくり、役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校務分掌への位置づけを（教育課程に位置づけ） ・ 学級担任と日本語指導（教）員、母語支援員との連携の重要性 ・ 関係機関との連携を <p>⑤ 外国人児童生徒等の言葉の力、実態把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的に、複数の目で、定期的に行う。 ・ 文化間移動、発達状況と環境、教科の力と学習経験、言語の力について把握する。 <p>⑥ 「個別の指導計画」作成、活用と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の教育課程による指導だけでなく、児童生徒の日本語能力に応じた特別の指導（日本語指導）が必要な場合、「特別の教育課程」を編成して指導を行う。 <p>⑦ 指導計画を活用した日本語指導について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語指導には次の3つの目標があげられる。 <ul style="list-style-type: none"> → 学校や社会生活におけるコミュニケーションのための日本語の力を身につける。≒生活言語能力 → 教科等の学習に参加するための日本語の力を高める。≒学習言語能力 → アイデンティティ形成や自己実現に向けてことばを使う力を育む。
<p>相談後の方針の変化、今後の取組方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業体験を通じた授業についての研修内容を聞き、今後、子供たちが体験を通して日本語を学ぶ指導方法に関して検討する必要性がある。 ・ 個別の指導計画を生徒の日本語の習得の実態に合わせて随時見直していく。 ・ 様々な理由から日本語習得に困難を抱えている子供に対しての指導方法について今後も研鑽を深める。